

旅行業等登録申請書類一覧表（滋賀県）

（○：必須 △：該当する場合に添付）

		旅行サービス手配業新規登録		留意事項
		法人	個人	
登録手数料（滋賀県収入証紙）		13,000円		「滋賀県収入証紙」を購入のうえ、持参すること。
登録申請書（1）		○	○	
登録申請書（2）		△	△	営業所が複数ある（「主たる営業所」以外にも営業所がある）場合。
添付書類				
1	定款または寄附行為	○		「目的」は、「旅行サービス手配業」または「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」とする。 最新のを提出すること。（定款等の内容を変更している場合は、変更後の全文を提出。変更していない場合は、変更前の全文に「定款等の変更に関する誓約書」を添付して提出。）
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○		最新の内容の「履歴事項全部証明書」の原本を提出すること。
	住民票		○	最新の内容の「住民票」の原本を提出すること。
3	役員の不格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	法人の場合は、監査役を含む全役員分が必要。 個人の場合は代表者（本人）分のみ。いずれも本人自署のこと。
4	旅行サービス手配業務に係る事業の計画	○	○	
5	旅行サービス手配業務に係る組織の概要	○	○	全部門を指揮命令系統別に図示し、旅行サービス手配業務を取扱う部局、選任した旅行サービス手配業務取扱管理者を明示すること。
6	旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表	○	○	
	・旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証、旅行業 務取扱管理者試験合格証または認定証の写し	○	○	合格証等の記載事項に変更がある場合は、戸籍抄本等、同一人物であることがわかるものを添付すること。
	・旅行サービス手配業務取扱管理者の履歴書	○	○	
	・旅行サービス手配業務取扱管理者の不格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	本人自署のこと。
7	事故処理体制についての書類	○	○	自社の事情に応じた実質的に対応できる処理体制を確立すること。 登録行政庁を含め、連絡先は最新のものに更新すること。